

申請概要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会(会長 宮内 謙)
(基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。)

2 申請年月日

平成 29 年 9 月 20 日

3 申請の概要

支援機関が、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金及び負担金について次の認可を受けようとするもの。

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定に基づく東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）に交付する交付金の額及び交付方法
- ② 法第 110 条第 2 項の規定に基づく負担金を納付すべき接続電気通信事業者等ごとの負担金の額及び徴収方法

3① 法第109条第1項の規定に基づく交付金の額及び交付方法

ア 交付金の額

支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、交付金の額を算定

(1) 補填対象額

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本・ 西日本合計
加入電話に係る加入者回線（基本料）	18.4億円	10.4億円	28.9億円
加入電話に係る緊急通報	0.4億円	0.2億円	0.6億円
第一種公衆電話に係るもの	18.2億円	17.5億円	35.7億円
合計※	37.0億円	28.2億円	65.2億円

※ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

注 NTT西日本は平成28年度決算において、特別損失として熊本地震による災害特別損失を計上しており、このうち基礎的電気通信役務に係る費用を算入した原価を用いて算定している。

このため、算定規則第3条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せ行われている。

◇ 特別損失（収支表ベース）

- ・ 災害特別損失 69億円

→ うち基礎的電気通信役務の設備利用部門に係るもの 25百万円

◇ 補てん対象額及び合算番号単価への影響

- ・ 基礎的電気通信役務の提供に要した原価への影響 : 23百万円
- ・ 補てん額への影響 : 6千円
- ・ 合算番号単価への影響 : 0.000002円程度

(参考) NTT東日本及びNTT西日本の平成28年度基礎的電気通信役務収支表

	NTT 東日本			NTT 西日本		
	収益	費用	営業利益	収益	費用	営業利益
加入電話	2,049 億円	2,431 億円	▲382 億円	2,072 億円	2,448 億円	▲376 億円
基本料	2,049 億円	2,429 億円	▲380 億円	2,072 億円	2,446 億円	▲375 億円
緊急通報	-	2 億円	▲2 億円	-	1 億円	▲1 億円
第一種公衆電話	7 億円	27 億円	▲20 億円	3 億円	21 億円	▲18 億円
計	2,056 億円	2,459 億円	▲402 億円	2,075 億円	2,469 億円	▲394 億円

(2) 各適格電気通信事業者に対する交付金の額の算定

○ NTT東日本に対する交付金の額

= 37.0 億円 - NTT東日本の算定自己負担額[※]

○ NTT西日本に対する交付金の額

= 28.2 億円 - NTT西日本の算定自己負担額[※]

※ NTT東日本及びNTT西日本を接続電気通信事業者等とみなし、算定規則第27条第1項及び第2項の規定を適用して負担金の額を算定した場合の負担額。

イ 交付方法

(1) 交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担）

(2) 交付金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月から3か月後の末日までに、支援機関が各適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

(3) 交付金の交付期限

交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各適格電気通信事業者に対して交付金を交付する。

(4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

各月の接続電気通信事業者等が納付する負担金の合計額に、当該適格電気通信事業者に係る補填対象額及び支援業務費の合計額に占める当該適格通信事業者に係る補填対象額の割合を乗じる。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき、算定規則第 22 条第 1 項各号（会社更生法の適用等）に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

3② 法第 110 条第 2 項の規定に基づく負担金の額及び徴収方法

ア 負担金の額

支援機関は、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等^{※1}の負担金の額を算定（適格電気通信事業者別に算定した次の（a）、（b）及び（c）の合計額）

（a）最終算定月前月までの負担金の額

当該接続電気通信事業者等の平成 30 年 1 月（予定）末～最終算定月の前月（平成 30 年 11 月（予定））の月末の算定対象電気通信番号の総数に番号単価^{※2}を乗じた額

（b）最終算定月の負担金の額

全接続電気通信事業者等から平成 30 年中に徴収すべき額（補填対象額に支援業務費を加えた額）から、最終算定月前月までに納付した全接続電気通信事業者等の負担金及び算定自己負担額の合計額（前年度残余额を含む。）を控除した額に、接続電気通信事業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数が全接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数に占める割合を乗じた額

（c）当該接続電気通信事業者等の前年度残余额

(※1) 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（平成29年8月末現在 21社）。

(※2) 番号単価は平成18年総務省告示第429号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件）に従って支援機関が算定。補填対象額、支援業務費（平成29年度中の費用額（平成29年3月に認可）から前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額）及び前年度過不足額を合算した額を平成30年の予測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

$$\begin{aligned} \text{①合算番号単価} &= \frac{(\text{NTT東西の補填対象額の合計額} + \text{支援業務費} - \text{予測前年度過不足額})}{\text{平成30年の予測算定対象電気通信番号の総数}} \\ &= \frac{(65.2\text{億円} + 0.7\text{億円} - 3.8\text{億円})}{29.5\text{億番号}} \\ &= 2.103\cdots \text{円} \Rightarrow \mathbf{2\text{円}} \text{（整数未満四捨五入）} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②NTT東日本に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補填対象額}}{\text{NTT東西の補填対象額の合計額}} \\ &= 2\text{円} \times \frac{37.0\text{億円}}{65.2\text{億円}} \\ &= 1.135193470\cdots \text{円} \Rightarrow \mathbf{1.13519347 \text{円}} \text{（小数点以下8位未満四捨五入）} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{③NTT西日本に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補填対象額}}{\text{NTT東西の補填対象額の合計額}} \\ &= 2\text{円} \times \frac{28.2\text{億円}}{65.2\text{億円}} \\ &= 0.864806530\cdots \text{円} \Rightarrow \mathbf{0.86480653 \text{円}} \text{（小数点以下8位未満四捨五入）} \end{aligned}$$

上記番号単価は、平成30年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成18年総務省告示第429号に基づき、平成30年4月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修正の要否を判断する。

イ 徴収方法

(1) 納付手段

銀行振込（振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担）

(2) 負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後に、次に掲げる事項を支援機関が接続電気通信事業者等に通知する。

- ① 毎月の負担金の額（番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額）
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後の月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限の翌日から納付する日までの日数に1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。